

# 少量危険物の貯蔵及び取扱い運用基準

紋別地区消防組合

# 少量危険物について

## ■ 少量危険物とは？

消防法で定められた「少量危険物」とは、各種危険物の指定数量に満たない危険物のこと

## ■ 指定数量

油種	数量(L)	指定数量	1 / 5	1 / 2
ガソリン(第4類第1石油類)		200	40	100
灯油・軽油(第4類第2石油類)		1,000	200	500
重油(第4類第3石油類)		2,000	400	1,000
ギヤ油・シリンダ-油(第4類第4石油類)		6,000	1,200	3,000

## ■ 危険物の貯蔵及び取扱の基準

- ・ 指定数量以上の危険物に関する基準  
消防法、危険物に関する政令等、国が定めた法律により基準等が定めらてる
- ・ 指定数量未満の危険物に関する基準(少量危険物)  
地域の消防本部が定めている「火災予防条例」により基準等が定められている

「火災予防条例」により、次の場合は少量危険物として届出が必要です！

- ・ 個人住宅の場合  
貯蔵・取扱量が指定数量の2分の1以上～指定数量未満  
例) 灯油・軽油 500L 以上～1,000L 未満
- ・ 法人・会社等の事業所の場合  
貯蔵・取扱量が指定数量の5分の1以上～指定数量未満  
例) 灯油・軽油 200L 以上～1,000L 未満



少量危険物貯蔵取扱所設置(廃止)届出書を管轄消防署へ2部提出してください  
併せて、平面図及び配管図、タンク仕様書等を添付し、標識・消火器の位置を  
図面に記載してください

様式21（第7条関係）（表）

少量危険物貯蔵取扱所設置（廃止）届出書

紋別地区消防組合消防本部 消防長					年 月 日				
様					届出者 (電話 番)				
住所					氏名 ㊟				
1	貯蔵又は取扱いの場								
2	類・品名及び最大数量	類	品名	最大貯蔵数量	一日最大取扱数量				
		第 類	( )						
3	貯蔵又は取扱いの方法の概要								
4	貯蔵又は取扱い場所の位置構造及び設備の概要								
5	消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要				標識・揭示板	有・無			
6	タンク検査	水圧・水圧	配管試験	kPa					
7	貯蔵又は取扱いの開始（廃止）予定期日	年 月 日							
その他必要な事項									
※ 受 付 欄					※ 経 過 欄				

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。
- 品名の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に（）内に該当する指定数量を記載すること。
- 廃止の届出を行う場合は、1、2及び7を記載すること。
- ※欄及び裏面には記入しないこと。
- 貯蔵及び取扱いの状況を示す図書を添付すること（廃止の場合を除く。）。

(裏)

調 査 欄

調査年月日	年 月 日
調査員	所 属 職 氏 名 ㊟
意見	
調査事項	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保有空地（これに代わる塀、壁等）</li> <li>2 建築物室内構造</li> <li>3 タンクの構造</li> <li>4 タンクの固定方法</li> <li>5 さび止め及び腐食防止措置</li> <li>6 漏出防止措置</li> <li>7 機械器具及び配管</li> <li>8 貯蔵及び取扱いの方法</li> <li>9 標識・揭示板</li> <li>10 消防用設備等又は特殊消防用設備等</li> <li>11 そ の 他</li> </ol>	
備考	

※ 各市町村のホームページに届出様式がありますので利用してください

## 少量危険物の貯蔵及び取扱い運用基準

### ■ 屋外において少量危険物タンクを設置する場合

- 屋外の防火上安全な場所に設置すること  
ただし、タンクの設置場所がない場合に限り、耐火構造又は準耐火構造の建築物の屋上に設置することができる。この場合は、タンクを屋上面に固定し、地震等により屋上から落下しない場所に設置すること
- 地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること
- 雪の恐れや軒からの雨だれのない場所に設置すること
- 配管結合部の直近部分には、可とう管等の金属フレキシブル継手を利用し、地震等による配管の亀裂を防止してください  
又は、タンク直近部分を内径 00 mm 以上のコイル巻き等の措置とする  
( )
- 地上配管・地下配管の腐食防止措置として、錆止め塗料を用いること（銅管・ステンレス鋼管及び亜鉛メッキ鋼管等腐食しにくい材質で造られたものを除く）
- 地下配管の場合、配管上部に重量がかからないよう保護すること

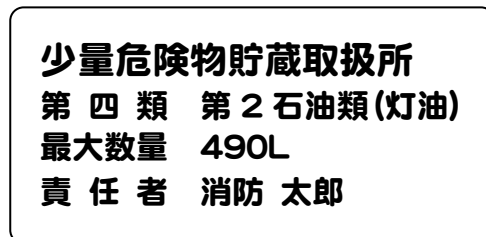
### ■ 屋内において少量危険物タンクを設置する場合

- 壁、柱、床及び天井は、不燃材で造られ、又は覆われたものであること
- 窓及び出入口には、防火戸を設けること
- 床は、危険物が浸透しない構造（コンクリート等）とし、適度の傾斜をつけ、ためますを設けること
- 架台を設ける場合、不燃材料で堅固に造ること
- 採光、照明及び換気設備を設けること
- 可燃性の蒸気又は微粉が滞留する恐れのある場合、蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること

■ 少量危険物を設置したら下記の標識及び掲示板の表示が必要です！



掲示板(25cm以上×50cm以上)



標識(30cm以上×60cm以上)

- 危険物を貯蔵し又は取扱っている旨を表示した標識と、危険物の類・品名・最大数量など防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けることになっています  
ただし、個人住居において指定数量の2分の1未満を屋外において貯蔵し、又は取扱う場合は表示の必要はありません
- 建物の一面にタンク等が複数設置してある場合、歩行距離で概ね20メートル毎に標識及び掲示板の表示が必要です

■ 少量危険物を設置したら消火器が必要です！

- 貯蔵場所等の近くに「少量危険物用」として消火器1本以上を設置すること
- 屋外に設置する場合、消火器ボックスに設置すること（腐食防止）
- 屋外に設置することにより、いたずらや盗難が発生する恐れがある場合、貯蔵場所から歩行距離で概ね20メートル以内の建物出入口に「少量危険物用」と消火器に明示して設置すること

【注 意】

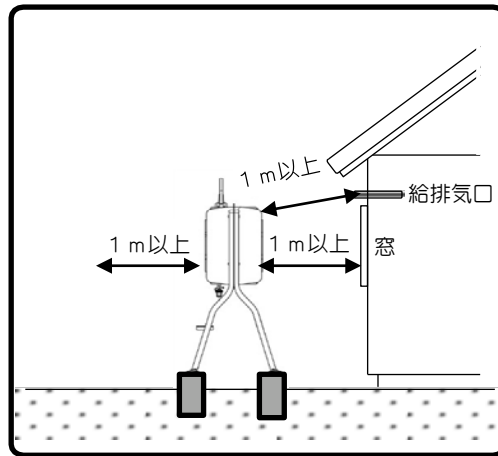
- 消火器には、住宅用と業務用がありますので、「**業務用**」を設置してください
- 消火器は、能力単位A-3以上のものを施設用とは別に少量危険物用として1本以上設置するようお願いしています

※ 個人住居において指定数量の2分の1以上を屋外において貯蔵し、又は取扱う場合は消火器の設置が必要となります

■ 指定数量の2分の1以上のタンクを設置する場合

(軽油・灯油は500リットル以上、重油は1,000リットル以上)

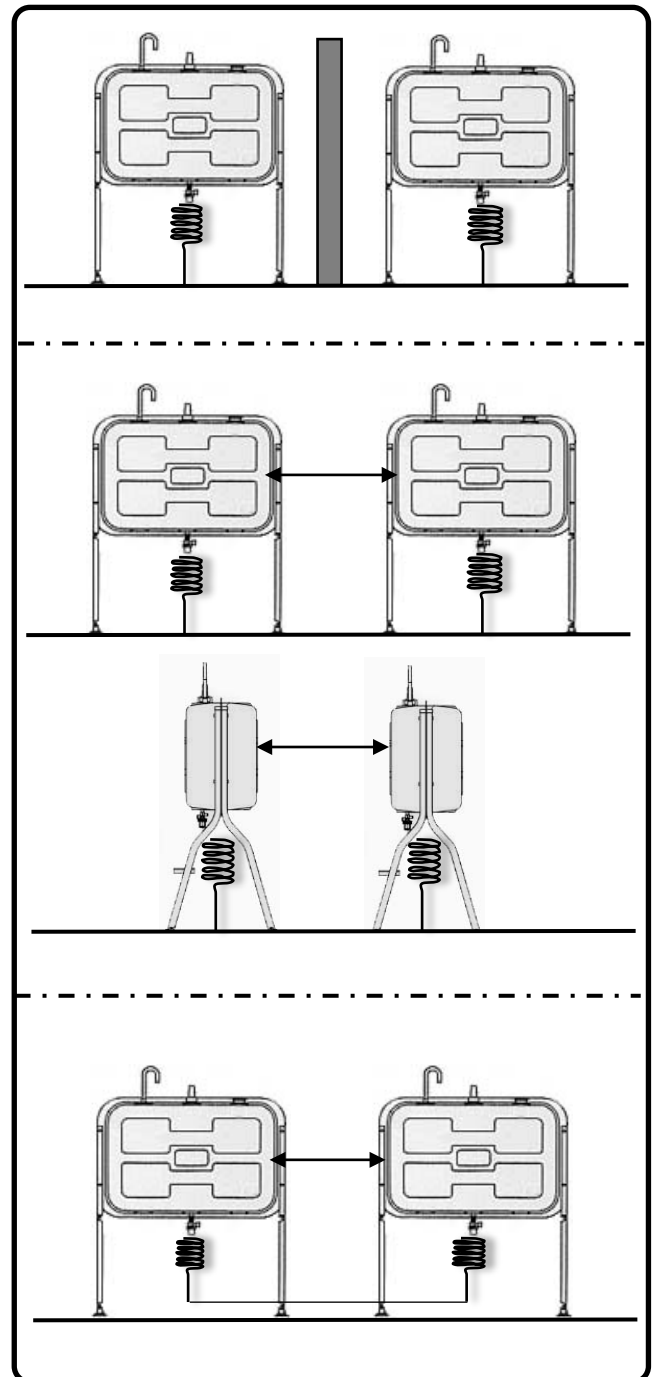
- タンクの周囲には1メートル以上の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること  
ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、適用しない
- 窓等の開口部又は火を使用する設備の給排気口から1メートル以上離すこと



- 流出防止のための防油堤等（鉄筋コンクリート、鉄骨補強ブロック又は鋼板等で造られたもの）を設けなくてはなりません

### ■ 危険物数量の算定基準

- タンク間に耐火構造の塀で防火上有効に隔て個別配管されている場合、それぞれのタンクの危険物数量で判断すること
- タンク相互の距離が1メートル以上で、個別配管されている場合、それぞれのタンクの危険物数量で判断すること
- タンク相互の距離が1メートル未満で、個別配管されている場合、それぞれのタンクの危険物数量を合算して判断すること
- タンク配管が連結されている場合、タンク相互の距離に関係なく、それぞれのタンクの危険物数量を合算して判断すること



## ■ 防油堤等の設置基準について

「流出を防止するための有効な措置」とは防油堤、囲い、その他流出拡散を防止できるもの（以下「防油堤等」という）をいう。なお、防油堤等については次によること  
 ア 指定数量の2分の1以上の危険物をタンクで貯蔵すると**防油堤等が必要**となります

イ 防油堤等の容量は、タンクの容量以上として1つの防油堤等の中に2基以上のタンクが設けられている場合には、容量が最大となるタンクの容量以上とすること

ウ 2つ以上のタンクを配管で接続する場合（連結）は、防油堤等の容量はタンク容量の合計以上とすること

エ 防油堤等の大きさは、当該タンクの水平投影以上とすること

オ 防油堤等は、鉄筋コンクリート、鉄骨補強ブロック、鋼板等の不燃材料及びこれらと同等以上の強度を有する材料で造ること

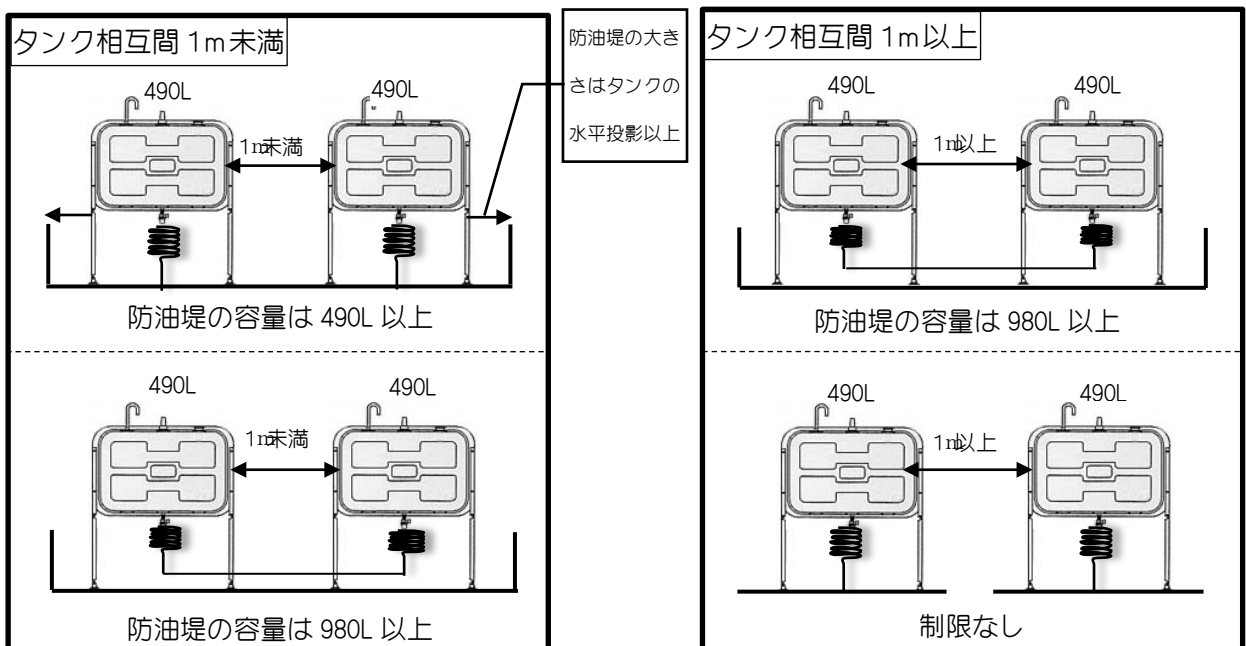
カ 防油堤等の高さは、流出拡散を有効に防止できる高さを有すること

キ 鉄筋コンクリート又は鉄骨ブロックで造られた防油堤の地盤面は危険物が浸透しないような措置を講ずること

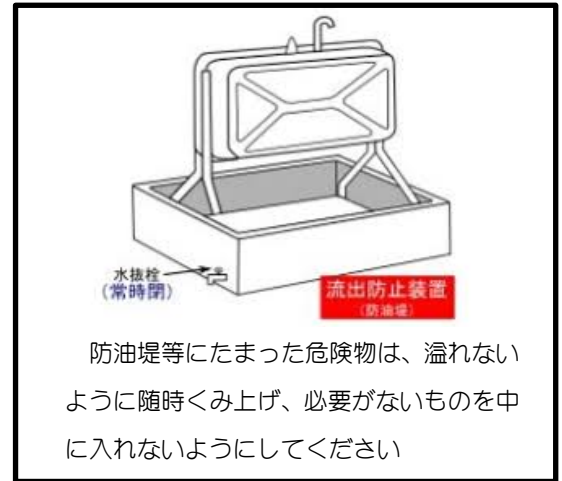
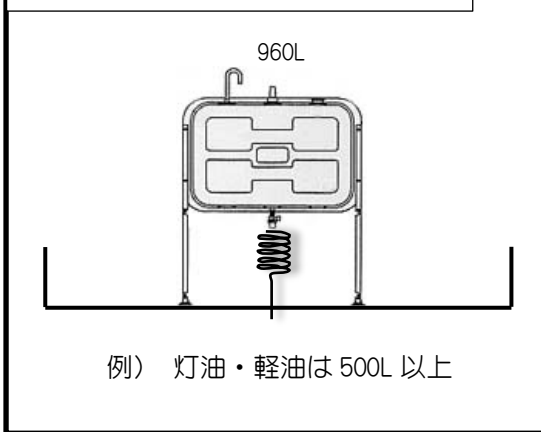
ク 鋼板を使用するものにあつては、接続部を溶接又ボルト締めとし、変形又は移動しないような措置を講ずること。なお、ボルト締めを行う場合は、継ぎ目に耐油性を有するパッキン等を使用すること

ケ 防油堤等に排水のための水抜口を設ける場合は、適当な位置に常時閉鎖の水抜きバルブ又は共栓を設けること。なお、共栓を設ける場合は、耐油性を有するものを使用すること

コ 建築物の屋上に設ける場合、危険物流出時に建物内へ危険物が流入する恐れがあるため、指定数量の5分の1以上2分の1未満のタンクについても、本号による措置を講ずることが望ましい



タンク単体でも指定数量の 1/2 以上



## そ の 他

### ■ 危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合

- 高さ 3 メートルを超えて積み重ねないこと
- 第 4 類の危険物のうち第 3 石油類及び第 4 石油類を収納した容器のみを積み重ねる場合は、4 メートルを超えて積み重ねないこと

### ■ 危険物を屋外において架台で貯蔵する場合

- 高さ 6 メートルを超えて危険物を収納した容器を貯蔵してはならないこと

## 【運 用 期 日】

この基準は、令和元年 5 月 1 日から運用する



## 会社及び事業所の既存少量危険物の貯蔵及び取扱いについて

- 令和元年以前に少量危険物設置届出が消防署に提出されているものについては、タンク及び配管等に大きな変更がない限りは、従来のままの指導及び貯蔵取扱いとする。
- 旧運用基準による指導を行っていても、令和元年5月1日以降に少量危険物設置届出を提出する場合は、新しい基準での貯蔵取扱いとする。
- 破損等で大きな変更がある場合、新しい基準で指導及び貯蔵取扱いとする。
- 既存の設備を利用して、設置管理者(事業所等)が代わり少量危険物設置届出を消防署に提出する場合は、新しい基準での指導及び貯蔵取扱いとする。

改正前	改正後
<p><b>1 貯蔵・取扱量が指定数量の1/5以上1/2未満</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ タンクの連結は3基までとする。（一のタンクを使用中は他のタンクバルブを閉鎖することが条件）</li> <li>・ タンク間の距離規制はなし</li> <li>・ 防油堤は必要なし</li> </ul> <p><b>2 貯蔵・取扱量が指定数量の1/2以上指定数量未満</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ タンクの連結は3基までとする。（一のタンクを使用中は他のタンクバルブを閉鎖することが条件）</li> <li>・ タンク間の間隔は1 m以上（開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは適用しない。）</li> <li>・ 防油堤が必要（最大タンクの100%以上の容量）</li> </ul>	<p><b>1 貯蔵・取扱量が指定数量の1/5以上指定数量未満</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ タンク相互の距離が1メートル以上で、個別配管されている場合、それぞれのタンクの危険物数量で判断すること。</li> <li>・ タンク相互の距離が1メートル未満で、個別配管されている場合、それぞれのタンクの危険物数量で合算して判断すること。</li> <li>・ タンク配管が連結されている場合、タンク相互の距離に関係なく、それぞれのタンクの危険物数量を合算して判断する。</li> </ul> <p><b>2 貯蔵・取扱量が指定数量の1/2以上指定数量未満</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定数量の1/2以上の危険物をタンクで貯蔵すると防油堤が必要になります。</li> <li>・ 防油堤等の容量は、タンク容量以上として1つの防油堤等の中に2基以上のタンク（個別配管）が設けられている場合には、容量が最大となるタンクの容量以上とすること。</li> <li>・ 2つ以上のタンクを配管で接続する場合（連結）は、防油堤等の容量はタンク容量の合計量以上とすること。</li> <li>・ 防油堤等の大きさは、当該タンクの水平投影以上とすること。</li> </ul>